

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒102 東京都千代田区九段南3-4-1 東京製本健保会館
東京都社会保険労務士会千代田・中央支部 ☎03(3263)0931 発行人 山本弘之



東京駅

「人との出会いを大切に」 —夢は必ずかなえられる—



声楽家・俳優

石鍋多加史氏

日時（平成7年1月12日、電設健保会館）

中途採用の健康保険組合職員が、組合で行った卓球大会の放送係をした。声のよさを認められ、アマチュアの混声合唱団へ。音楽に夢中になった若者は、さらに仕事をしながら音楽学校を卒業し、二期会のオペラ研修生となる。数年の厳しい訓練を経てオペラ歌手となり、今度は舞台俳優に、そして個性的な役者への道を確実に歩んでいる。彼を支えたのは、生来の真面目さと家族への愛情、そして夢はかなうという確信であった。

平成七年新春恒例の研修会では、そんな人生もあるよと語る石鍋多加史氏の、独唱を交えた講演で、楽しく有意義な勉強をした。

—アマチュア合唱団から 二期会の準会員へ—

私は16年間サラリーマンをして、途中で社労士の資格も取り、37歳で脱サラをして、この道に入った変わり者です。はじめはアマチュア合唱団で歌っていましたが、もっと上手になりたいと思うようになり、29歳のとき仕事をしながら夜学の音楽学校に通いました。2年間勉強をした後も、とにかく歌いたい一心で、プロ歌手を養成する二期会のオペラスタジオの研究生になりました。

レベルも高く、四年制の音楽大学や大学院を出ている人ばかりでしたが、何とか1年、2年は無欠席で過ごしました。しかし3年目に入ったときに、法改正で特例退職被保険者という制度ができて、そのスタッフになりました。残業も多く、どうしても二期会のほうは休みがちでしたが、いまやめたら行けなくなるだろうと思い、職場に無理を言い、何とか3年を修了しました。

こうして二期会準会員になりましたが、仕事はどんどん忙しくなり、歌と仕事を両立するのはむずかしくなっていました。当時、37歳でした。いろいろ考えましたが、人生は一回切りだし、遅ればせながら本当に自分の好きなことを発見したので、歌をやろうと決めました。ただ、子供が二人います。女房は、「あなたなら、食べられなくなったら皿洗いでも何でもしてくれるでしょうから」と言ってくれました。

具体的な目算は全くなく、何とかなるだろうというエネルギーだけでしたが、同僚が開いてくれた送別会の席

でこう言われました。みんな夢を持っている。でも、安定した職場を辞めてまでそれを追い掛けることはできない。どうかみんなの夢を代表していると思って、挫折しないでがんばってくれ。この言葉はいまでも忘れられません。

—早く大部屋を脱して 一つの役をやりたい—

こうして88年1月1日から声楽家として出発しましたが、仕事は全くありませんでした。ただ、在職中に受けたオーディションに合格し、6月に『スター・シャイン』というミュージカルに初出演が決まっていた。十数人のベテランのなかから私を採用してくれたのは、演出家の奈良橋陽子さんでした。この出会いが、いまの舞台人としての基礎を作ってくれたと思っています。

稽古は3月から始まりましたが、奈良橋さんが「夢を求め続けていれば絶対にいつかなう。夢を求めている人はいつも輝いている。自分のよさを信じろ。それが自分を大きくする。」と稽古の間中そう言ってくれた言葉が忘れられません。16回公演をやって、もらったギャラは6万円でしたが、幸せでした。

次に『トム・ソーヤー』という子供向けのミュージカルに出演しました。地方を30回公演しましたが、27、8回目に埼玉で公演しているときに、演出家の竹邑類さんがはじめて「うまくなったね」と言ってくれて、16年間サラリーマンをやっていたことがすごいんだから、それを肥やしにして役者に生かしてくれ。絶対にやめてはダ



(ミュージカル・キャバレーより)

●プロフィール●

石鍋多加史 昭和25年9月12日生まれ
二期会会員、札幌室内歌劇場会員

今年出演予定の舞台

6月：ミュージカル『ラ・マンチャの男』
(青山劇場・神父役)

7月：オペレッタ『チャールダッシュの女王』
(オーチャードホール・オイゲン役)

9月：オペラ『シンデレラ』(札幌ルーテル
ホール・王様役)

11月：ミュージカル『キャバレー』(シアター・アプル・果物商シュルツ役)

12月：芝居『SUPPINぶるうす』(シアター・サンモール・轟木支店長役)

メだと言ってくれました。この言葉も印象的でした。

そのときの舞台監督の推薦で、その後、『マイ・フェア・レディー』に代役で出演し、1年目はミュージカルに3本出ましたが、年収は100万円にもなりません。その後は比較的順調に仕事がありましたが、もちろんその他大勢の役で、楽屋も大部屋です。『坂本竜馬』というミュージカルに出演したときは、7役やって12回着替えました。

いつか一つの役で仕事をしたい。早く大部屋を脱しよう。それが当時の夢でしたが、相変わらずギャラは安く、オペラの合唱の仕事はもちろん、児童向けの移動芸術教室、CMの歌だけ、演歌のバックコーラス、結婚式の司会、アマチュア合唱団の指揮の仕事など、いろいろな仕事をやりました。しかし、自分の好きなことをやっているわけですから、一度も苦労とは思いませんでした。

—笠智衆さんのような立派な脇役をめざして—

しかし、不思議なことにだんだん夢がかなってきました。先ほどの奈良橋陽子さんが『THE WINDS OF GOD』という芝居に私を呼んでくれました。男6人の芝居で、その年の文化庁の芸術祭賞を取りました。その後、アメリカで3年間、英語で公演をしましたが、ロスで芝居が終わったときに、お客様が立ち上がって拍手をしてくれたほどの大成功でした。

そのあとのミュージカルは、『シェルブールの雨傘』『人生はこれからだ』など、全部ちゃんとした役が来るようになりました。そして一昨年、『キャバレー』でも主役の次に位置する役をオーディションでつかむことができました。この芝居を見た東宝のプロデューサーが『屋根の上のヴァイオリン弾き』の居酒屋亭主役に私を



推薦してくれ、オーディションでその役をつかみ、楽屋もやっと2人部屋になりました。

実はこの居酒屋亭主の役は、亡くなった友竹正則さんがやっていたものでした。私は役者の仕事を始めた2年目に、友竹さんのやっている「うた座」という音楽劇団に入っていましたが、友竹さんは体が悪く、何回か代役をしたことがあります。友竹さんは入院先から毎日のように稽古指導にきましたが、それは非常に厳しいものでした。

その1年後に、先ほど言った『人生はこれからだ』に私が出ることになり、友竹さんとはじめて共演しました。その公演が終わって2日後の打ち上げで、「石鍋君」ではなくはじめて「ナベちゃん」と呼んでくれたほど、親しくなれたのですが、その2日後に友竹さんは亡くなりました。私は棺の前で泣きました。そして、8月の『屋根の上のヴァイオリン弾き』のオーディションになるわけですが、友竹さんとの不思議な出会いを感じずにはいられません。今でも友竹さんがそばで応援してくれているような気がします。また今年の6月に『ラ・マンチャの男』の神父役で出演が決まっているのですが、この役も友竹さんの十八番でした。

こういういろいろな出会いがあって、私は成長してきました。まだ役者になって8年目ですが、いまの私の夢は笠智衆さんのような脇役になることです。これからも出会いを大切にし、夢はかなうことを信じて役者続けていきたいと思います。

最近の女子学生 就職難に思う



1994年度の女子学生の就職率は低く、デモが行われたり、労働省が企業に対して女子学生の採用を要望したり、“どしゃぶり”の時代だといわれています。

『今の時代が“どしゃぶり”なら、あの時代はなんだったのだろう?』『台風の目の中かも』ある大学の同期会のOGの会話です。あの時代「女子大生亡国論」がマスコミを賑わせておりました。彼女たちは、その時代に伝統ある私立の有名大学の有力学部に入學しました。今でいえば、ブランド大学のブランド学部です。しかも一度に10人(卒業は9人)もです。

その当時としては画期的なことですが、学部事務局ではショックなことだったらしく、彼女たちは、問題児視され一つクラスに入れられ、『何の目的でこの学部へ来たのか』『君たちのために前途有望な男子の何人かが落ちたのだ』『女、子供に教えるために研究をしてきたのではない』などといわれたり、雨の日も傘をさして隣の校舎のトイレへ通ったり、現在では考えられないような学生生活を送りました。

しかし、大学祭、野球、ラグビーと、学生生活は、それなりに楽しく、それぞれの目的に向かって、勉強もしっかりし、男子学生に追いつかないどころか、彼女たちは一様に優秀でした。

大学4年、学部は就職一色に染まりますが、彼女たちには無関係でした。大企業はもとより、中小企業からも求人申し込みがあるわけではなく、企業に打診したら笑われたり、大学の就職課もなにもしてくれませんでした。この学部を選択

したのは卒業後職業に就き自立するためだったのですが、それは甘い夢でした。“仕事は自分で探せ”とよくいわれますが、文字通りそうになりました。

卒業後30年、彼女たちは、いま、現役の職業人、スペシャリストです。地方公務員(上級管理職)、ジャーナリスト(米国在住)、著述業・女子大学講師、短期大学教授、画廊経営者、旅館経営者、税理士等。なかには結婚、出産、育児、妻、母を兼ね勤めた人も。

彼女たちは、いま集うとき、苦労話や努力したことは一切ふれません。

『運がよかっただけ』

4年制大学女子の就職内定率は61.5%(昨年10月現在)とかいわれますが、0%だったあの時代より恵まれております。十数社の企業を会社訪問したなどと聞くと、随分むだな時間だなあと感じてしまいます。企業に就職することがすべてなのだろうか? 自分の目的とするものはないのだろうか? まわり道をして自分自身に実力をつけて、やりがいのある職業に就いたらよいのではないのでしょうか。21世紀はスペシャリストの時代だといわれております。勉強するときです。

企業の採用する側にたてば、最近の女子学生は、どうして、同じ髪と同じ服装をするのか不思議です。採用面接のとき、ショートカットで、ピンクのスーツの学生がいたら、即採用します。もっと個性的であってほしいと思います。職場の花は必要としません。電算化と生花が替わってくれます。

最近の女子学生は、男女雇用均等法とバブル経済時代の人手不足の影響で甘やかされています。このままだと、均等法や育児休業法がマイナスに作用して、男性社会の壁が一層厚くなるのではないのでしょうか。たとえ、世間が就職難だと騒がしくとも、自分のやるべき仕事をみつけて努力していくことが女性の地位向上につながると思います。日本では、まだまだ、女性に対して偏見があり、国際的意識とはほど遠いものであることを女性自身が自覚し、社会や女性であることに甘えず、“自分の道は自分自身で拓く”という強い意欲で努力することが大切です。

松山

映画、演劇など芸能界で業務遂行中の災害は どう扱われているか…… S 美術監督の場合

第一部会員 中林 政雄

平成3年8月26日夜、映画製作業務遂行中の墜落災害により全身麻痺となり、意識だけが明確で寝たきり、家族の介護によって生命だけ維持できている状態が3年半続いている方のお話です。

映画“一杯のかけそば”の製作会社は、発生したこの事故について、委託契約による美術監督業務遂行中の事故なので、労働者性がなく労災保険の申請はできないという顧問社会保険労務士と顧問弁護士のアドバイスに従って労災補償給付申請をしないまま、事実上倒産しました。

事故発生後3年経過して、対策はないものかとの相談が持ちこまれ、検討の結果平成6年9月2日に労災保険休業補償給付申請を所轄監督署長宛に提出、受理されました。調査検討に半年をかけ今年3月ころには採否の決定をお聞きできる模様です。フリーの方の業務災害で受給できた前例がない中、本人と所属の日本映画美術監督協会や日本映画監督協会など映像制作にかかわる7団体の方々は労災保険法の適用を祈りをこめて待ち望んでいます。

「雇われていて賃金を受け取っている労働者でなければ労災保険の適用は受けられない」と思っていた私は、当初、とにかく給付請求だけは受理していただくとう急ぎ提出したのです。民間保険金を会社から1,000万円給付されただけで一切おしまいというのは生涯寝たきり要介護の重度障害者とその家族はいったいどうすればよいのかと考えこんでいたとき、通達類を調べたら……という仲間のアドバイスをうけて、労働者性についての通達や判例をあさりました。中でも、昭和60年12月19日付の労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準」を参考にして、その線に沿って事実関係を詳細に検証しました。

労働基準法（以下労基法という）第9条の労働者であるかどうかは、第8条の事業に「使用される」者であるか否か、その対償として「賃金が支払われている」か否かによって判断されます。

近代資本主義下での事業主と個々の労働者の力関係は対等ではなく、労働契約の実態は支配と従属の関係が主な特徴であるところから「使用される」との表現

が、労基法の「労働者の中心概念」として用いられていると思われます。

労働者性の判断に当たっては、

1.使用従属性……労務提供の形態が「指揮監督下の労働か」また報酬は「労務対償性」を有しているか、その内容として、イ)使用者の指示に対する諾否の自由、ロ)業務遂行上の指揮監督の有無、ハ)拘束性の有無、ニ)代替性の有無

2.労働者性の判断を補強する要素として

(1)事業者性の有無……イ)機械器具の所有、ロ)報酬の額は事業者に払う程度かどうか

(2)専属性の程度……イ)他社業務への従事、ロ)報酬の固定度とその額

3.労働者性に関する判決例と通達等の参照……中部日本放送事件他計5件について参考にしました。

以上の諸項目について事実関係にメスを入れてみると、実態は映画製作会社に従属し、その指揮監督下において労務を提供する関係、すなわち使用従属関係にあるとみられますので、契約の形式が委任契約に類似するものであるとしても、その実質においては労働契約であり、労働基準法上の労働者の地位を有していると考えられるにいたりしました。

関係者が協議のうえ、以上のことを要望書にまとめ、管轄監督署長に提出し、参考に供していただくことにいたしました。要望書はA4版で10ページにわたりますので詳述できません。もしお読みくださる方がおられましたらFAX便で送らせていただきます。

私は、今回の事例に触れて、映画、演劇、音楽をはじめとする芸能の世界で働く方々の不安定な状態は早く解消されなければと考えるようになりました。20年くらい前までは、労働者として賃金で働き、労災保険の補償があったのですが、営業政策でほとんどの人が解雇されてフリーとなり、労働の実態は変わらないのに労災保険の補償から全く外されたままです。このような状態は法の下での平等にも反し、社会的に許されてよいものでしょうか。私ども土業の分野にかかわることであり、労災法適用のために私たちは個人として組織としてお役に立ちたいものだと考えております。

第一部会だより

二年間を

顧みて

第一部会長

恩田 和明

温厚実直な山本支部長のご指導のもとで、厳しいなかにも楽しくかつ夢中で過ごした2年が過ぎようとしています。

この間を顧みますと、第一部会長として本当に沢山の業務がございました。

中央区役所年金相談員、東京商工会議所専門相談員、労働保険指導員、労働保険新規加入事業所説明会講師等の人選には、「過去の実績も重視しつつ、できるだけ新人の方にやっていただく」などの方針で、各地区担当副支部長のご

協力を得ながらすすめてきました。

四社会保険事務所、中央労働基準監督署の名札掲示整備につきましては、単に電話番号の頭に3を入れるだけでなく、新規会員の掲載に伴って予想される今後の掲示枠の確保、名札の大きさの決定など難しい問題もございました。しかしこのノウハウが懸案となっておりました公共職業安定所の名札掲示に活かされ、お陰様で立派な名札掲示板が完成いたしました。

また、第一部会会員名簿の発行につきましては、監督署用、職安所用および四社会保険事務所用と6種類の名簿を発行し、行政の窓口で配布をしていただいております。しかし、1年経過して会員の異動、保険料の変更もありましたので再版が望まれる現状です。

以上のような業務のほか、例会では実務を中心に研修を実施いたしました。9月2日には「法改正に伴う就業規則改定の実務・経験

交流」と題して三つのグループ別討論を行いました。10月6日には「雇用保険の新制度」をハローワーク飯田橋の高橋指導官を講師に、11月8日には「健康保険の改正と実務」を麹町社会保険事務所の横山適用第一課長を講師に研修いたしました。

研修以外では、昨年末に中林会員から提案されました「国保と健保法との高額療養費多数回該当の通算」という要望書を、社会保険労務士法第25条の17「意見の申し出」に基づき東京会へ提起できましたことは特筆すべきことでした。中西全国会会長の年頭挨拶によりますと、やがて行政へ提案されるように思います。

最後に、この2年間ご協力いただきました各地区担当副支部長、そして至らぬ私を支えていただきました総務委員会、業務推進委員会、厚生委員会の皆様に感謝申し上げます。ご報告に代えさせていただきます。

第二部会だより

この二年を

振り返って

第二部会長

浅香 博胡

平成6年1月、任期途中でありました寺島忠夫氏の後を引き継ぎ第二部会会長を務めさせていただきました。3月をもちまして満了いたします。

この2年間を振り返りますと、我々社会保険労務士にとりまして

は大転換期であったかと思いません。平成5年12月には法制定25周年を迎えるとともに、念願でありました登録即入会が翌年4月実現されました。

このような状況下、新規入会者も日毎増加し、当支部第二部会の会員は現在500名を要する所帯にまで至っております。まさに第二部会の一層の組織活性化が喫緊の課題といえます。

そこで、平成5年度にはこれらを見越し、当部会会員のアンケート調査を事業計画として掲げ検討してまいりました。結果、当支部

だけの問題ではないと判断し、東京会に提案のうえ昨年秋実施していただき、現在その集計・分析を実施中とのことです。また、今年度は、部会活動の提案・企画を推進していただくことを目的として第二部会に「事業推進委員会」の設置を役員会で決定し、来年度から実施の予定であります。

このように、任期中は社会保険労務士会の大転換期として位置づけ、体制の整備に終始したことから、これといった活動がなかったことを会員の皆様にお詫び申し上げます。ご挨拶いたします。

委員会 報告

第7回正副支部長委員長会議な
らびに第3回幹事・監査会議
平成6年12月7日（水）
「東京製本健保会館」
（正副支部長委員長会議）
千代田区九段「大周樓」
（幹事・監査会議）

報告事項

- (1)東京都社会保険労務士会諸会
議の結果について
- (2)ボウリング大会開催結果につ
いて
- (3)新規入会者懇談会開催結果に
ついて

- (4)平成6年度収入支出中間報告に
ついて
- (5)会員の異動状況について
- (6)部会ならびに委員会の活動状況
について
- (7)その他

協議事項

- (1)第5回例会・研修会の開催につ
いて
- (2)新春賀詞交歓会（政連共催）の
開催について
- (3)第4回幹事・監査会議、第6回
研修会の開催について
- (4)その他

第8回正副支部長・委員長会議
平成7年1月12日（木）
「電設健保会館」

報告事項

- (1)東京都社会保険労務士諸会議の
結果について
- (2)部会ならびに委員会の活動状況
について
- (3)幹事・監査忘年会の開催結果に
ついて
- (4)その他

協議事項

- (1)第5回例会・研修会ならびに新
年賀詞交歓会（政連共催）の運
営
- (2)第4回幹事・監査会議、第6回
例会・研修会の開催について
- (3)第17回定例支部会議ならびに懇
親会の開催について
- (4)その他

お知
らせ

去る1月12日電設健保会館に
おいて新年賀詞交歓会を開催し
ました。

社会保険事務所長より感謝状

算定コーナーに協力された会員
に、社会保険事務所長より感謝状
が贈呈されました。

日本橋社会保険事務所H6.9.21
吉野俊雄 原田 利雄

麴町社会保険事務所H6.9.21
國岡喜久
京橋社会保険事務所H6.9.27
吉瀬君江 石川英豊
神田社会保険事務所H6.9.29
柏木弘文 早坂高明

新会員の紹介



入会年月日	氏名	地区	形態
6.11.25	田立 信之	京橋	開業
6.11.1	内山 晃司	京橋	勤務等
"	岡西日出夫	京橋	勤務等
"	河村 由人	麹町	勤務等
"	高橋 俊明	日本橋	勤務等
"	若林 邦弘	日本橋	勤務等
6.12.1	赤井 文彌	麹町	開業
"	小竹 伸夫	京橋	勤務等
"	森 康之	京橋	勤務等
"	村沢 一樹	京橋	勤務等
"	谷川 堅	京橋	勤務等
"	井上 昇	日本橋	勤務等
"	紺野 隆美	神田	勤務等
"	富田 隆弘	神田	勤務等
"	菅谷 昌蔵	麹町	勤務等
"	金原 武文	麹町	勤務等
"	内田佐知子	麹町	勤務等
"	鈴木日出男	麹町	勤務等
6.12.5	渡邊 昇	麹町	勤務等

会員異動状況

項目 地区	平成6年10月31日現在			異動（増減）			平成6年12月31日現在		
	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
麴町	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	44	168	212	△2	5	3	42	173	215
神田	59	132	191	0	2	2	59	134	193
日本橋	29	107	136	0	3	3	29	110	139
京橋	50	106	156	1	5	6	51	111	162
合計	182	513	695	△1	15	14	181	528	709

社会保険労務士制度の 充実・発展を願って

幹事長 渡辺 和洋

穏やかな正月があけて本格的に業務が動きだした1月17日の未明、兵庫県地方を襲った地震はまさに青天の霹靂で、その後被害状況が明らかになるにつれて、戦後最大規模の震災とわかり、大きなショックを受けました。

阪神大震災で被害に遭われた方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、政治連盟の目的は、支部規約にもうたわれているように、①社会保険労務士制度ならびに労働および社会保険制度の充実発展を期するための政治活動、②社会保険労務士会および政治連盟の施策に理解と協力を示し、社会保険労務士制度の発展に寄与すると認められる立候補者の推薦および応援活動がその主たるものです。

平成6年度は、政界再編の大きなうねりの中で、各政党とも将来を見通した新たな座標軸の構築を迫られた年でありました。そのためかどうかはわ

かりませんが、連立政権の組み替えはあったものの、解散・総選挙といった事態には至らず、政治連盟の活動も平穏に推移いたしました。

今年は、東京都知事選挙を始めとする統一地方選挙そして参議院議員選挙と、忙しい年になりそうです。

会員の皆様一人ひとりが社会保険労務士としての研鑽に励み、関与先事業所から高い評価を受けることは、個人としてまた社会保険労務士会として大変重要なことですが、そのエネルギーの一部を私たちが依って立つ社会保険労務士制度の充実発展にも注いでいただければと思います。

組織の充実、強化のまず第一は会費の納入からです。平成6年度会費6,000円をお忘れの方は今からでも間に合いますので、よろしく願いいたします。

あとがき

阪神大震災のときに、一日も欠かさずに地方紙を発行し続けた新聞社があった。神戸三宮駅前の神戸新聞社であるが、その秘密は、地震の少し前に、同じ地方紙の京都新聞社と協約を結び非常事態の時にはお互いに助け合うことにしていたからだという。地震の当日は京都新聞社の一角を借りてその日の新聞を発行し、以後も京都新聞社の協力を得ながら、新聞を発行し続けているとのことである。

しかも、神戸新聞の論説委員の一人の方は、震災で老父が生き埋めになって亡くなられた

が、その体験記を社説に書いて、災害の再発防止を訴えられたとのことであった。

この記者こそまさにジャーナリストの使命に生きる人と感じた次第だが、非常時に遭遇したときの社会保険労務士も恐らくは同様の姿勢で臨むことが期待されていると思う。

このあとがきを書いている今日は、立春だからまだ寒いのだが、間もなく暖かい本当の春がやってくる。

柔らかく、力強い春の陽ざしのもとで、神戸や淡路島の方々にも元気に起ち上がっていただくことを願っている。
(牧野)